

木造住宅等の解体費 一部補助します！



横浜市住宅除却補助制度

補助対象建築物

- ① 平成12年（2000年）5月末日以前に新築の工事に着手した建築物※1
※1 長屋、共同住宅の「空家」については「特定空家」に該当する場合を除き補助対象外になります。
長屋、共同住宅の「貸家」については補助対象外です。
- ② 倒壊のおそれがあると判断されたもの
(判断方法については下記ホームページ掲載の「耐震性のチェックについて」をお読みください！)

対象者

対象建築物の所有者（法人を除く）

補助金額

昭和56年（1981年）5月末以前

一般・非課税世帯
上限
50万円

昭和56年（1981年）6月
～平成12年（2000年）5月末

一般世帯
上限
20万円

非課税世帯※2
上限
40万円

その他、事業費限度額や建物の面積に応じた限度額等があります。

※2 所有者及びその世帯員全員が、過去2年間住民税が非課税である世帯。

受付期間

令和7年4月1日から
令和7年12月26日まで

※予算の状況により、申請受付を早く締め切る場合があります。

ホームページ掲載先

詳しい手続きは
こちらをチェック！

右記の二次元バーコード、又は下記の
検索先に掲載している「住宅除却補助
制度」をご覧ください。



検索先▶

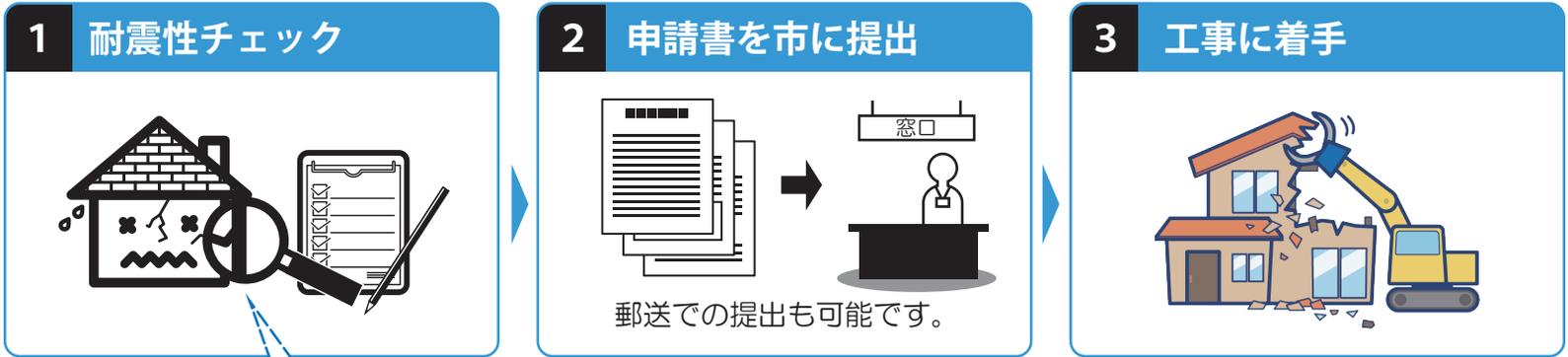
【お問い合わせ先】

横浜市 建築局 企画部 建築防災課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 25F

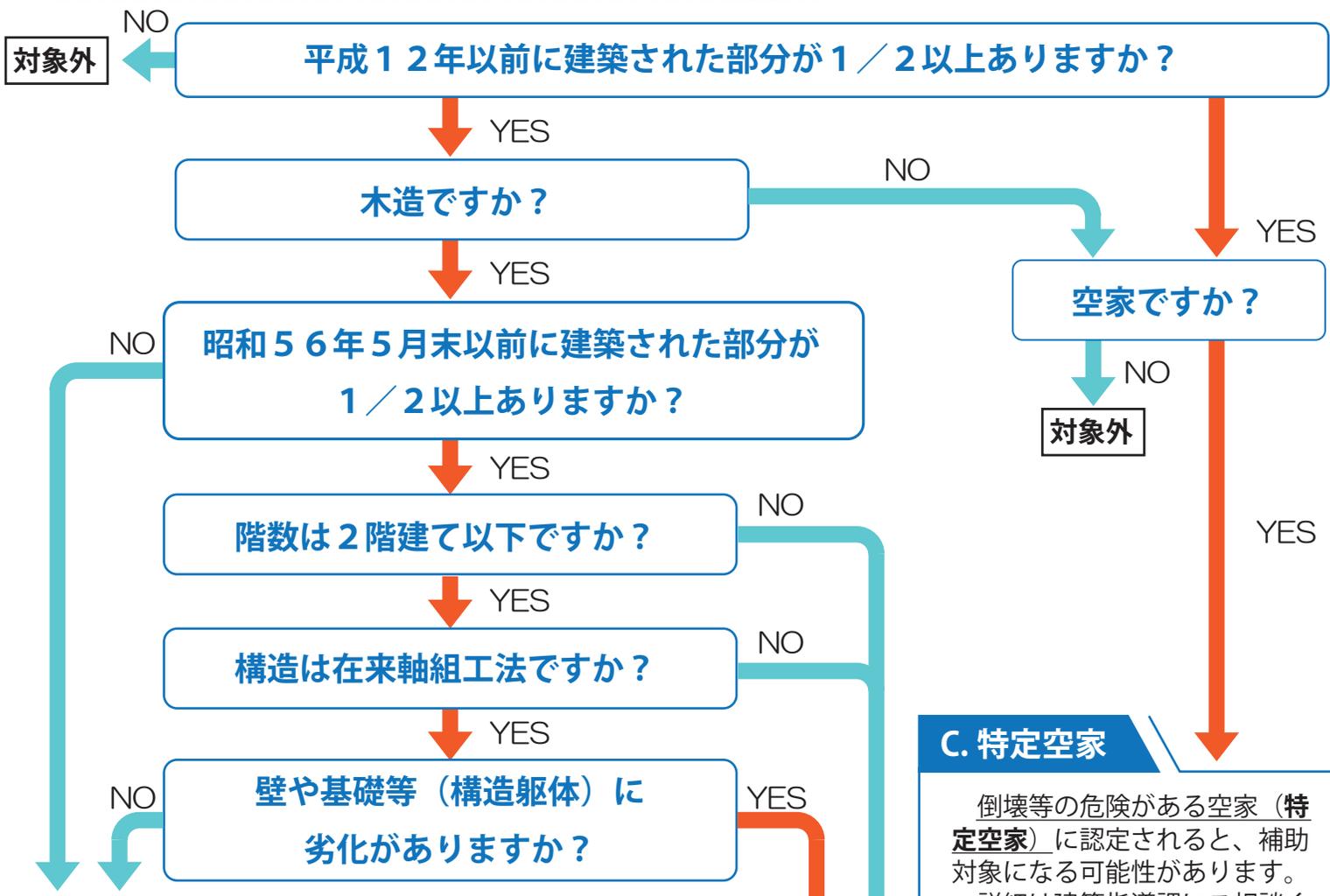
電話：045-671-2943 FAX:045-663-3255 Mail:kc-mokutai@city.yokohama.lg.jp

工事開始までの3STEP



補助申請を行う前に、以下A～Cのいずれかの方法で、**耐震性のチェックを行う必要があります。**
適した方法を、以下のフローからご確認ください。

YES NO



C. 特定空家
倒壊等の危険がある空家（**特定空家**）に認定されると、補助対象になる可能性があります。詳細は建築指導課にご相談ください。

A. 無料耐震診断

対象要件
耐震診断で上部構造評点 1.0 未満と判定される。

申込方法・申込先
・ 申込書を郵送で提出 又は
・ 電子申請システムで手続き

建築防災課
☎045-671-2943



横浜市 耐震診断申込 検索

B. 自分で行う調査

対象要件
耐震診断調査票を用いた調査により「倒壊の危険性がある」と判定される。

申込方法・申込先
・ 耐震診断調査票をホームページ又は窓口・郵送で入手し、調査実施

建築防災課
☎045-671-2943



横浜市 除却調査票 検索

対象要件
建築指導課に「特定空家」と認定される。

申込方法・申込先
・ 建築指導課から事前相談票を入手し、提出

建築指導課
☎045-671-4539



横浜市 特定空家 検索